

明大法曹会予備試験対策答案練習会<R8.5.10 商法>

担当講師：明治大学専門職大学院会計専門職研究科

教授 弥永 真生先生

明治大学法曹会 2026

問題

次の文章を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

1. X株式会社（以下「X社」という。）は、原動機付自転車の製造を行う取締役会設置会社である。X社の定款の定めによれば、普通株式のほか、A種類株式を発行することができ、普通株式の譲渡による取得には会社の承認を要する旨の定款の定めがある一方、A種類株式は全部議決権制限株式であるが、A種類株式の譲渡による取得には会社の承認を要しないこととされている。X社の発行可能株式総数は100万株(普通株式90万株、A種類株式10万株)であるが、発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は30万株である。X社の取締役は、A、B、C、D及びEの5名であり、Aのみが代表取締役である。
2. Y株式会社（以下「Y社」という。）は取締役会設置会社であり、X社の普通株式5万1千株（発行済株式総数の17%に相当）を有している。Bは、Y社の創業者で、Y社の発行済株式の総数の90%を有しているが、令和元年以降は、代表権のない取締役となっている。また、Bは、X社の普通株式5万1千株（発行済株式総数の17%に相当）を有している。
3. Z株式会社（以下「Z社」という。）は、取締役会設置会社であり、その創業者であるC及びその家族が、その発行済株式の過半数を保有し、Cがその代表取締役である。
4. Y社もZ社もX社に対して部品を納入しており、そのシェアを競っていた。
5. X社は、令和7年末頃から、経営状態が悪化し、急きょ20億円の資金が必要となった。そこで、Aが、その資金を調達する方法についてBに相談したところ、Bは、10億円であれば、Y社がX社に貸し付けることができると述べた。
6. そこで、令和8年1月下旬、X社の取締役会が開催され、取締役5名全員が出席した。Y社からの10億円の借入れには、X社のY社との関係が強化されることを警戒して、Cが反対したが、他の4名の取締役の賛成により、借入期間を令和8年2月1日から令和10年1月31日までとし、利率年6%とする10億円の借り入れを行う決議が成立した。そして、この取締役会の決議に基づき、X社は、Y社から、10億円を借り入れ

明大法曹会予備試験対策答案練習会<R8.5.10 商法>

担当講師：明治大学専門職大学院会計専門職研究科

教授 弥永 真生先生

た。

7. Y社のX社に対する貸付金の原資は、Bが自己の資産を担保に金融機関から借り入れた10億円であり、Bは、この10億円をそのままY社に貸し付けていた。Y社がX社に貸し付ける際の利率(6%)は、Bが金融機関から借り入れた際の利率と同一であった。なお、Bは、これらの事情をAに伝えたことはなく、X社の取締役会においても説明していなかった。

8. 他方、Cは、Aに対し、X社の募集株式を引き受ける方法であれば、10億円の資金をZ社が提供することができると述べた。

9. そこで、同年2月上旬、X社の取締役会が開催され、1株当たりの払込金額を5000円として、20万株の新株を発行し、その全株式をZ社に割り当てることを決定した。この決定に対しては、Bが反対したが、他の4名の取締役の賛成により決議がなされた。X社は、この募集株式の発行に当たり、株主総会の決議は経なかった。ところが、募集事項の決定時及び新株発行時のX社の1株当たりの価値は、それらの時点におけるX社の事業及び財産の状況に照らせば、1万円を下ることはなかった。また、X社はこの募集株式の発行について、適法に公告を行っており、Z社は払込期日である令和8年2月28日に10億円を払い込んだ。

10. Cは、同月下旬、上記7の事情を知るに至った。

〔設問1〕

Cは、令和8年3月に開催されたX社の取締役会において、X社のY社からの借入れが無効であると主張した。この主張の当否について論じなさい。

〔設問2〕

明大法曹会予備試験対策答案練習会<R8.5.10 商法>

担当講師：明治大学専門職大学院会計専門職研究科

教授 弥永 真生先生

Bは、X社のZ社に対する募集株式の発行の効力が生じた後、訴えを提起してその発行が無効であると主張している。この主張の当否について論じなさい。

解答例

第1 設問1

1 Cの主張の根拠

Cは、X社のY社からの借入れが利益相反取引（356条1項2号または3号）に該当し、かつ、取締役会の承認決議（365条1項）に瑕疵があることを理由として、その無効を主張するものであると推測される。

2 Cの主張の当否

(1) 利益相反取引該当性

「自己又は第三者のために」（356条1項2号）とは、自己又は第三者の名で、すなわち、取締役自らが当事者となり又は第三者を代表してということの意味すると考えるべきである（名義説）。「代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる」と民法99条1項は規定しているが、代理においては、本人が契約の当事者となるのであり、本人にその契約の損益が帰属するかどうかは問題とされるわけではないからである。また、会社法428条にいう「自己のために」該当するかどうかは取締役の責任に大きな影響を与える可能性があることからすると、明確性を確保するために名義説によるべきである。

そこで、まず、BはY社の代表取締役ではないから、Y社とX社との間の10億円の消費貸借契約の締結にあたっては、BではないY社の代表取締役がY社を代表するのであって、取締役Bが第三者(Y社)の「ために」した取引にはあたらない。

次に、「株式会社が……取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき」（356条1項3号）に該当するかどうかであるが、「利益が相反する取引」かどうかは実質的にみて会社の利益の犠牲の下、取締役が利益を得るおそれがある取引であるか否かで判断するべきである。ここで、Y社とX社との間の金銭消費貸借契約においては、たとえば、Y社にとって有利な貸付利率を定めればX社にとってそれだけ不利益になるという関係が生じ、Y社とX社との利益が相反しているところ、BはY社の発行済株式の90%を有する株主であり、Y社が利益を得ればBも利益を得るという立場にあるものと考えられる。したがって、Y社のX社に対する10億円の貸付けはX社がY社との間でする、BとX社との「利益が相反する取引」にあたる。

なお、7によれば、Bが金融機関に支払う利息とX社がY社に支払う利息とは一致しており、BはY社のX社に対する10億円の貸付けによって何らの経済的利益も得ることが想定されていないが、356条1項3号の取引は利益が相反するおそれがある取引であれば足り、そのような取引だからこそ、取締役会の承認が要求されている。

(2) 取締役会の承認決議の瑕疵の有無

ア 「重要な事実」の「開示」（356条1項柱書）

X社は取締役会設置会社（2条7号）であるから、356条1項3号に該当する取引を行う場合、当該取締役は取締役会において「重要な事実を開示」しなければならない（356条1項柱書、365条1項）。

利益相反取引につき、「重要な事実を開示」することが要求されるのは、当該行為の必要性や会社に不利益に生ずるおそれがないかどうかを会社が検討し、決定するために必要な情報を確保できようにするためであるから、「重要な事実」が「開示」されたか否かは、当該利益相反取引が会社に与える影響やその取引の必要性を判断するために必要な情報が提供されたかどうかによる。

ここで、7の事実が開示されていなかったことが、重要な事実が開示されていなかったと評価されるかどうかであるが、X社の令和8年1月下旬開催の取締役会においては、利率が6%であることを借入れの承認決議を行っているものであり、7の事実が開示されていようがいまいが、その利率水準を適正であると判断するかどうかに影響を与えるとは考えられない。また、借入れの必要性についても、X社の資金繰りと他の資金調達方法の利用可能性によって判断されるものであり、また、貸主がどのようにして貸し付ける金員を調達したかも、借主の借入れの意思決定に影響を及ぼすとは考えられないから、7の事実が取締役会の決定に対して重要な影響を与えるとは考えられない。

X社の令和8年1月下旬開催の取締役会で7の事実を説明しなかったことをもって、Bが「重要な事実を開示し」なかったと評価することはできない。

イ 「特別の利害関係を有する取締役」（369条2項）

Bは利益相反取締役にあたり、X社に対する忠実義務（355条）に反して、利益相反取引を承認する取締役会決議において自己の利益を優先するおそれがあるから「特別の利害関係を有する取締役」（369条2項）にあたる。「特別の利害関係を有する取締役」であるBが令和8年1月下旬開催の取締役会に出席して、Y社からX社への10億円貸付けを承認する議決に加わっているから、取締役会の承認決議には369条2項に反する瑕疵がある。

もっとも、X社の取締役はB及びCを含む5名であるところ、取締役全員が出席しておりBが議決に加わっていなかったとしても、A、D及びEが賛成しているから、取締役の過半数が出席し、4名(A、C、D、E)の過半数が賛成しているため賛成の決議がなされたことに変わりはないため、Bが議決に加わっていたとしてもその決議に影響がなかったといえ、決議は有効と考えられそうである。しかし、Bが議決に加わったことによって他の取締役の賛否に影響を与えた可能性を全く否定することはできないのであるから、Y社からの借入れを決定した取締役会決議には瑕疵があったと考えるべきである。

(3) 手続的瑕疵がある場合の利益相反取引の効力

承認決議を欠く利益相反取引は、自己契約（民法108条1項）に準じるものとして、無効である（356条2項、民法108条2項参照）。もっとも、第三者が利害関係を有するに至っている以上、取引の安全を図る必要がある。そのため、356条1項3号の取引について承認を欠くことにつきその取引の相手方が悪意であることを会社が立証して初めてその無効を相手方に主張できると考える。すなわち、X社における借入れ決議においてBが議決に加わったことについてY社が悪意であったことをX社が立証して初めて、X社はY社からの借入れが無効であると主張することができる。なお、BはY社の代表者ではなく、Y社の主観がBの主観であるとみることはできない。

(4) 以上の検討により、Cの主張は妥当であるが、Y社に対して無効を主張するためには、X社

における借入れ決議においてBが議決に加わったことについてY社が悪意であったことをX社が立証することが必要である。

第2 設問2

1 Bの主張の根拠

Bは、新株発行無効の訴え（828条1項2号）を提起して、X社のZ社に対する募集株式の発行が株主総会決議を経ていないことを理由として無効であると主張するものであると推測される。

2 Bの主張の当否

(1) 新株発行無効原因

新株発行無効事由について定める明文の定めはないものの、新株発行の無効が多数の利害関係人の利益を害することに鑑みて、多数の利害関係人の利益を犠牲にしても無効とすべき重大な瑕疵に限って無効事由となると考えるべきである。

(2) 募集株式の発行手続の瑕疵

ア 有利発行につき株主総会決議を欠いたこと

X社は譲渡制限株式会社ではないA種類株式を発行することができるから、公開会社（2条5号）である。公開会社においても、株主割当によらない募集株式の発行を「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」で行う場合には株主総会の特別決議を経る必要がある（199条2項3項、201条1項）。

本件において募集株式発行の募集事項決定時及び発行時のX社の1株当たりの価値はその時点におけるX社の事業及び財産の状況に照らせば、1万円を下ることはなかった。それにもかかわらず、X社はZ社に対して1株当たりの払込金額を5000円として20万株を発行しており、これはX社株式の1株当たりの客観的価値から50%割り引くものであるから、1株当たりの客観的価値に比して著しく低い金額であり「特に有利な金額」にあたる。

そのため、X社がこのような募集事項でZ社に対して、募集株式を発行する場合は株主総会の特別決議を経る必要があるのに、本件では株主総会の特別決議を経ておらず、募集株式の発行手続に法令違反がある。

イ 利益相反取引について適法な承認決議がなされていないこと

募集株式の発行等においては、たとえば、Z社にとって有利な払込金額を定めればX社にとってそれだけ払込を受けることができる金額が減少するという点で、Z社とX社との利益が相反しているところ、CはZ社の発行済株式の30%を有する株主であり、Z社が利益を得ればCも利益を得るという立場にあるものと考えられる。したがって、X社のZ社に対する募集株式の発行は、X社がZ社との間でする、CとX社との「利益が相反する取引」にあたる。

Cは利益相反取締役にあたり、X社に対する忠実義務（355条）に反して、利益相反取引を承認する取締役会決議において自己の利益を優先するおそれがあるから「特別の利害関係を有する取締役」（369条2項）にあたる。「特別の利害関係を有する取締役」であるCが令和8年2月上旬開催の取締役会に出席して、X社からZ社への募集株式の発行を決定する議決に加わっているから、取締役会の発行決議には369条2項に反する瑕疵がある。第1、2(3)で述べたよう

に、A、D、Eが決議において賛成の議決権を行使していたとしても、この瑕疵は存在する。

承認決議を欠く利益相反取引は、自己契約に準じるものとして、無効である。そして、356条1項3号の取引について承認を欠くことにつきその取引の相手方が悪意であることを会社が立証して初めてその無効を相手方に主張できるのが原則であるが、CはZ社の代表取締役であるから、Z社は悪意である。

(3) 瑕疵の重大性

募集株式の発行がなされると、資本金の額などが増加し、それを前提として会社に対して与信を行う者があることから、取引の安全への配慮が強く要求される。他方で、公開会社においては原則として株主の持株比率は保護することを要しないと考えられており、株主総会の特別決議を欠くことによる株主の経済的不利益は不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の支払義務(212条)や取締役等の損害賠償責任(423条・429条)によってその填補を図ることができる。また、募集株式の発行の効力が生じるまでは、募集株式の発行に法令違反があれば差止めを請求することができる(210条1号)。したがって、株主総会の特別決議を欠いたことや利益相反取引の適法な承認決議がなされていないことは新株発行無効原因にはあたらない。

(3) 以上の検討により、Bの主張が妥当であるとはいえない。

以上

採点基準表

	小計	配点	得点
〔設問 1〕	20		
利益相反取引該当性		5	
「重要な事実」の「開示」がなされたか		5	
「特別の利害関係を有する取締役」が議決に加わったか		5	
手続的瑕疵がある場合の利益相反取引の効力		5	
〔設問 2〕	20		
有利発行該当性		3	
有利発行にあたるにもかかわらず株主総会の特別決議を経ないことの新株発行無効原因該当性		7	
利益相反取引該当性		3	
「特別の利害関係を有する取締役」が議決に加わったか		3	
取締役会決議の瑕疵の新株発行無効原因該当性		4	
裁量点	10		
合計	50		

解説レジュメ

1. 利益相反取引における直接取引と間接取引

今回の問題とは関係ないが、会社法 428 条は、「第 356 条第 1 項第 2 号（第 419 条第 2 項において準用する場合を含む。）の取引（**自己のためにした取引に限る。**）をした取締役又は執行役の第 423 条第 1 項の責任は、任務を怠ったことが当該取締役又は執行役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。」と定めており、356 条 1 項 2 号の解釈との関係でも「**自己のため**」とはどのような意味を有するのかが問題となる。

自己の計算において（つまり、取締役に損益が帰属する）を意味するという見解も有力であるが、自己（取締役）の名義でという意味であるという見解が多数説とあってよい。

2. 取締役会の承認決議に瑕疵がある場合の利益相反取引の効力

会社の適法な承認を得ずに利益相反取引をした場合、会社と取締役との間の取引は無効となる。ただし、会社は第三者の悪意（当該取引が利益相反取引に該当し、かつ、取締役が会社の承認を得ていないことを知っていること）を証明しない限り、第三者に対しては取引が無効であることを主張できない（最判昭和 43 年 12 月 25 日、最判昭和 46 年 10 月 13 日）。他方、会社の承認を得ずに利益相反取引をした場合、取締役の側から無効を主張することはできない（最判昭和 48 年 12 月 11 日）。

3. 取締役会決議における特別の利害関係

ある取締役が、その決議事項について、個人として有する重大な利害関係、すなわち、会社に対する忠実義務（会社法 355 条）を誠実に履行することが典型的に困難と認められる利害関係をいう。

最判昭和 44 年 3 月 28 日

けだし、代表取締役は、会社の業務を執行・主宰し、かつ会社を代表する権限を有するものであつて（商法 261 条 3 項・78 条）、会社の経営、支配に大きな権限と影響力を有し、したがつて、本人の意志に反してこれを代表取締役の地位から排除することの当否が論ぜられる場合においては、当該代表取締役に対し、一切の私心を去つて、会社に対して負担する忠実義務（商法 254 条 3 項・254 条ノ 2 参照）に従い公正に議決権を行使することは必ずしも期待しがたく、かえつて、自己個人の利益を図つて行動することすらあり得るのである。それゆえ、かかる忠実義務違反を予防し、取締役会の決議の公正を担保するため、個人として重大な利害関係を有する者として、当該取締役の議決権の行使を禁止するのが相当だからである。

4. 特別の利害関係を有する取締役が議決に加わった取締役会決議の効力及び決議に基づく行為の効力

特別利害関係取締役は、問題となる取締役会決議について、会議に出席することは認められるし、論理的に考えると、利益相反取引の承認に係る取締役会決議では特別利害関係取締役は重要事実を開示し必要な説明をするために取締役会に出席しなければならない利益相反取引の承認に係る取締役会決議では特別利害関係取締役は重要事実を開示し必要な説明をするために取締

役会に出席しなければならないはずである。他方、意見を述べることができるかについては、否定する見解が多く、退席を要求されればそれに従わなければならないというのが通説の見解である。

特別利害関係取締役が議決に加わったときは、その取締役会決議は、会社法 369 条 2 項に違反する決議であって、その決議の効力は無効であると解されている。ただし、その取締役を除外しても議決に必要な多数が存在したときは、決議の効力は否定されないと解されている（最判昭和 54 年 2 月 23 日〔中小企業等協同組合の事例〕および最判平成 28 年 1 月 22 日民集 70 卷 1 号 84 頁〔漁業協同組合の事例〕）。

(2) 取締役会決議に基づく対外的行為の効力

取締役会決議が無効である場合において、それに基づいて代表取締役によって対外的な行為がされたようなときは、その対外的行為は無効な取締役会決議に基づくものであって、無効である。ただし、その無効は、会社側だけが主張することができ（最判平成 21 年 4 月 17 日）、かつ、会社は、相手方が取締役会が無効であったことを知りまたは知ることができた場合に、相手方に対して無効を主張することができる（最判昭和 40 年 9 月 22 日）。

5. 「払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合」の意義

①「特に有利な金額」（199 条 3 項）とは、公正な払込金額を特に下回る金額を意味する

②東京高判昭和 48 年 7 月 27 日(第三者割当ての新株発行価額が発行決議当時の市場価額の半額以下であっても、右第三者に特に有利な発行価額にも不公正な発行価額にも当たらないとした)

新株の発行価額は、その決定時（すなわち、特段の定めのない限り、取締役会において新株の発行事項を決定する決議のなされた日）における、発行会社の株式の市場価格、企業の資産状態及び収益力（なお、これらは、通例、配当の状況によって端的に示される。）、株式市況の見透し等を総合したうえ、更に株式申込時までの株価変動の危険及び新株式発行により生ずる株式の需給関係の状況等をも考慮して決定すべきものであって、発行価額がこのようにして決定された時、その価額は発行会社の有する企業の客観的価値を反映した公正かつ適正なものといえることができる。

そうして、発行会社の株式が上場されている場合には、株式市場で形成される価格、すなわち株価は、通常は、前記公正な発行価額を決定する諸要素のうちの中心をなす、企業の資産状況及び収益力等を反映しその客観的価値を示すものであるから、右資産状況及び収益力等のほか前記のような諸要素をも考慮に加えて決定される新株式の発行価額は、多くの場合価額決定当時の株価の 15 パーセント減以内の価額となるべきものとし、この見地から、このような価額を以て公正ないし適正な発行価額と観念することは、理由のないことではない。しかし、株式市場も一の競争市場である以上、ここで形成される株価が常に企業の客観的価値のみに基づくとは限らず、時としては、企業の客観的価値以外の投機的思惑その他の人為的な要素によって、株価が企業の客観的価値を反映することなく異常に騰落することもあるのであるから、上場会社の新株の発行価額の決定に当たって、常に市場における株価だけを絶対視することは、この本質を見誤るものといわなければならない。控訴人は、本件において新株の価額決定の日の前日における株価をい

わば絶対視し、その5ないし15パーセント減の範囲内において定められた価額だけが公正、適正な価額であり、それ以外のものはすべて商法第280条ノ11にいう「著しく不公正な発行価額」である旨を強調し.....ているけれども、既に述べたとおり、新株の公正、適正な発行価額は、冒頭に挙げた諸要素を総合的に勘案のうえ決定されるべきものであることからすると、公正な発行価額を控訴人のように固定的に考えるべき理由はないものというべきである

③最判平成27年2月19日

非上場会社が株主以外の者に新株を発行するに際し、客観的資料に基づく一応合理的な算定方法によって発行価額が決定されていたといえる場合には、その発行価額は、特別の事情のない限り、「特ニ有利ナル発行価額」には当たらないと解するのが相当である

6.株主総会の特別決議を欠く募集株式の有利発行の効力

①最判昭和36年3月31日

原判決が本件に関し、昭和25年法律第167号によつて改正された商法の解釈として、株式会社の新株発行に関し、いやしくも対外的に会社を代表する権限のある取締役が新株を発行した以上、たとえ右新株の発行について有効な取締役会の決議がなくとも、右新株の発行は有効なものと解すべきであるとした判示は、すべて正当である。そして原判決が右判断の理由として、改正商法はいわゆる授權資本制を採用し、会社成立後の株式の発行を定款変更の一場合とせず、その発行権限を取締役に委ねており、新株発行の効力発生のためには、発行決定株式総数の引受及び払込を必要とせず、払込期日までに引受及び払込のあつた部分だけで有効に新株の発行をなし得るものとしている（第280条の9）等の点から考えると、改正法にあつては、新株の発行は株式会社の組織に関することとはいえ、むしろこれを**会社の業務執行に準ずるもの**として取扱つているものと解するのが相当であることをあげていることもすべて首肯し得るところである。」→無効原因に当たらない

②最判昭和46年7月16日

株式会社の代表取締役が新株を発行した場合には、右新株が、株主総会の特別決議を経ることなく、株主以外の者に対して特に有利な発行価額をもって発行されたものであつても、その瑕疵は、新株発行無効の原因とはならないものと解すべきである。このことは当裁判所の判例（最高裁判所昭和39年（オ）第1062号、同40年10月8日第二小法廷判決、民集19巻7号1745頁参照）の趣旨に徴して明らかである。

2026年05月10日答案練習会

民法II

最優秀答案

回答者：I・Mさん

第1 設問1

1 Cは、X社のY社からの借入れ（以下、本件借入れという。）が利益相反取引（会社法356条1項2号3号、365条1項、以下法令名省略）にあたり、無効であると主張する。

(1) では、本件借入れが直接取引にあたるか。「ために」の意義が問題となる。

「ために」（356条1項2号）とは、名義においてとの意味であるところ、BはX社と直接取引をしておらず、また、Bは代表権を持たない取締役であることから、本件借入れはB又はY社の名義においてとはいえない。よって、「自己又は第三者のために」にあたらない。

(2) では、間接取引（同項3号）にあたらないか。

取引の安全から、「利益が相反する取引」とは、会社と第三者との間の取引であって、会社の犠牲で取締役に利益が生じる取引をいう。

本件借入れはX社と第三者であるY社の取引である。そして、本件借入れはBが金融機関から借り入れた際の利率と同一であることから、会社の犠牲で取締役に利益が生じる取引といえないようにも思える。しかし、利率が同一であっても、BはY社の株式の90%を所有するのであるから、Bは実質的にY社と同視でき、本件借入れによってY社がX社と関係が強化されれば、株価上昇などにより間接的に利益を受ける関係にある。また、Y社を経由せず、Bから直接X社に貸し付けることで、X社により有利な条件を設定することも可能であるから、X社の犠牲でBに利益が生じる取引といえる。よって、本件借入れは間接取引にあたる。

(3) 間接取引にあたる場合、Bは取締役会で「重要な事実」（356条1項柱書）を開示しなければならない。

「重要な事実」とは、取引を承認するか否かを判断するのに必要な事実をいう。

本件では、本件借入れが、Bが金融機関から借り入れた10億円をそのままY社に貸し付けていたこと、利率が同一であることは、本件借入れを承認するか否かの判断に必要な事実である。なぜなら、Y社を経由せず、Bから直接10億円を借り入れることも可能であり、その際により有利な条件を設定することもできるといえるからである。また、利率が同一であって、利率による利益が生じないことのみをもって、重要な事実にあたらないとすべきではない。そして、Bは、上記事実をAにも、X社の取締役会においても説明していない。よって、上記事実は、「重要な事実」にあたり、356条1項柱書に違反する。

(4) では、承認を欠く利益相反取引の効力は無効となるか。

コメントの追加 [A1]: シンプルですが加点要素を抑えていて良いと思います。

コメントの追加 [A2]: 自説を工夫して説得的に論証できていて好印象です。

承認を欠く利益相反取引の効力は、原則として無効であり、会社側のみ主張できるのが原則である。もっとも、取引の安全から、会社側で相手方が承認を欠くことについて悪意・重過失であることを立証しない限り、無効主張できない。

本件では、Bが本件借入れに関与しており、無効主張できる。

2 したがって、Cの主張は認められる。

第2 設問2

1 Bは、募集株式発行が「特に有利な金額」(199条3項)にあたるどころ、株主総会決議を経ていないことから、無効である(828条1項2号)と主張する。

2 まず、「特に有利な金額」とは、公正価格と比較して特に低い金額をいい、公正価格とは、資金調達目的を達することができる限度で、既存株主にとって最も有利な金額をいう。

時価がある場合、時価が公正価格にあたるどころ、これまで1万円だった時価の半分である5000円で募集株式が発行されている。通常、時価の90%までが一般的に許容される範囲であるところ、時価の半分で発行することは、既存株主の株式の価値を著しく損なうものである。よって、1株5000円という金額での発行は、「特に有利な金額」にあたる。

3 有利発行の場合、株主保護の観点から、株主総会の特別決議が必要である(199条2項・3項、201条1項、309条2項5号)。にもかかわらず、株主総会決議を欠いている。そのため、828条の無効事由があるといえないか。

828条の趣旨は、法的安定性の確保にあるから、無効事由は重大な法令・定款違反に限定すべきである。

X社は、公開会社(2条5号)であり、非公開会社と異なり、既存株主の持株比率維持を重視しなくても問題ない。また、株主には、事前差止めの機会(210条)が与えられているから、取引の安全を重視し、株主総会決議を欠く有利発行は、無効事由とはならないと解する。

したがって、Bの主張は認められない。

以上

【総評】

三段論法が身に着いており、文章も論理的で読みやすいです。理由付けもよく考えられていて、学習の成果が伺えます。

設問2は時間が足りなくなったと思います。よりたくさん論点を拾えるように、時間配分を考えてあてはめについては完全でなくても切り上げる心構えも必要です。

設問2において、どのような場合に無効事由があるといえるのかという、より大きな問題を先に触れてから、各論となる特別決議の欠缺と有利発行該当性は後に論じた方が読みやすいです。X社が公開会社であることも有利発行該当性の前に論じた方が良いです。

コメントの追加 [A3]: 同条はあくまで無効な行為を争う場合の手続きについて定めているのであって、無効事由の根拠とはならないことを覚えておいてください。

コメントの追加 [A4]: 無効事由は同条の解釈からは導かれませんが、